

介護福祉課からのお知らせ
(集団指導ホームページ掲載資料)

目次

1. 令和6年度介護報酬改定及び前回改定の経過措置終了について	3
1-1 令和6年度介護報酬改定について	3
1-2 令和3年度介護報酬改定の経過措置期間の終了について	3
<令和3年度改正時に経過措置期間が設けられたものの一例>	3
2. 各種届出及び指定更新について	5
2-1 変更届の提出について	5
<変更届の提出が必要な場合（変更届の主な項目）>	5
<変更届の提出期限>	6
<変更届の必要書類及び添付書類>	6
<変更届関係書類の掲載場所について>	7
<介護老人保健施設及び介護医療院の変更承認について>	9
2-2 体制届の提出について	10
<体制届の必要書類>	10
<体制届関係書類の掲載場所について>	10
<体制届の作成にあたっての注意点>	11
<体制届の提出期限>	13
2-3 休止届及び廃止届並びに再開届の提出について	13
2-4 業務管理体制に関する届出について	14
<業務管理体制とは>	14
<業務管理体制の整備内容>	14
<届出先について>	14
<様式及び提出期限、提出が必要な場合について>	15
<法令遵守責任者について>	15
2-5 指定更新申請について	16
<指定更新申請の必要書類及び掲載場所について>	16
2-6 各種届出関係の注意点	17
3. 特別養護老人ホームの入所に係る手続きについて	18
3-1 特別養護老人ホームの待機状況の正確な把握について	18
3-2 特別養護老人ホームに係る特例入所の手続きについて	18
4. 介護サービスの情報公表システムについて	18
5. 施設虐待の通報の増加について	19
6. 事故報告について	19
6-1 令和5年度事故報告受付状況	19
6-2 注意点	19
6-3 事故の傾向	20
6-4 事故発生防止の具体的な取組例	20

<転倒・転落>	20
<誤飲・異食>	21
<誤薬>	21
<離園・徘徊>	21
6-5 事故報告書の提出もれについて	22
6-6 事故報告参考資料①	23
6-6 事故報告参考資料②	24
6-6 事故報告参考資料③	25
7. 押印の廃止について	26
8. 事業所（施設）内での感染症について	26
8-1 新型コロナウイルス感染症について	26
8-2 レジオネラ症について	27
9. 事業所メールアドレスについて	27
10. 日常生活に要する費用の取扱いについて	28
<（例）その他の日常生活費の具体的な範囲について>	28
11. 介護福祉課公式 X について	28
12. 医療みなし指定事業所（居宅療養管理指導を除く）のホームページ掲載について	29
13. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施	29
（参考）	29
14. その他	30
<当課への質問等について>	30
<来課相談について>	30
<届出関係書類様式の掲載場所について>	30

<注意>

資料の内容には前年度と重複する部分もありますが、各事業者の皆様に知っておいていただきたい内容をまとめたものとなります。必ず最後までご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 令和6年度介護報酬改定及び前回改定の経過措置終了について

1-1 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度の介護保険制度改正に伴い介護報酬等が大きく改定されます。令和6年度介護報酬改定案が厚生労働省ホームページ等において示されておりますのでご確認ください。介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとなりますのでご注意ください。なお、本改定に伴う処遇改善加算等の改定については、令和6年6月1日施行とされております。現行の処遇改善加算等について、事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は令和6年4月1日施行となります。

(介護報酬改定の施行時期)

- ・ **令和6年6月1日～改定**
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、
(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導
- ・ **令和6年4月1日～改定**
上記4サービス以外

(参考)

- ・ 厚生労働省HP「社会保障審議会（介護給付費分科会）」
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html
- ・ 厚生労働省HP「介護職員の処遇改善」
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

1-2 令和3年度介護報酬改定の経過措置期間の終了について

令和3年度の介護報酬改定による改正から3年が経過し、間もなく令和6年度介護報酬改定が行われます。令和3年度改正内容のうち経過措置期間が設けられているものについて、経過措置期間内に必要事項の整備が完了していない場合、運営基準違反や減算の対象となることがございますので、必ず期間内に必要な体制等を整えていただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

<令和3年度改正時に経過措置期間が設けられたものの一例>

➤ **感染症対策の強化（令和5年度末まで）**

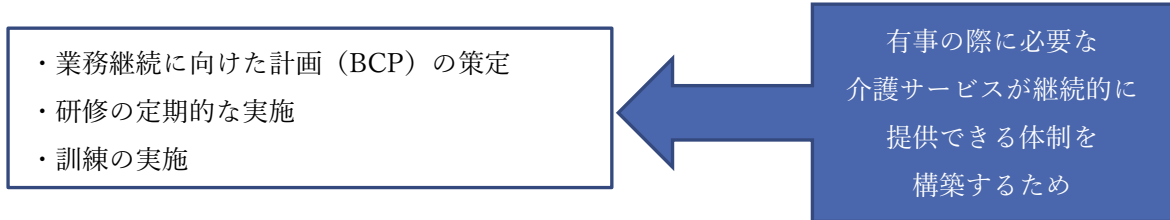
介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等の防止に関する取組の徹底から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付け。

- ・ 指針の整備
- ・ 委員会及び研修の定期的な実施
- ・ 訓練の実施

感染症の発生及び
蔓延等の防止に関する
取り組みの徹底のため

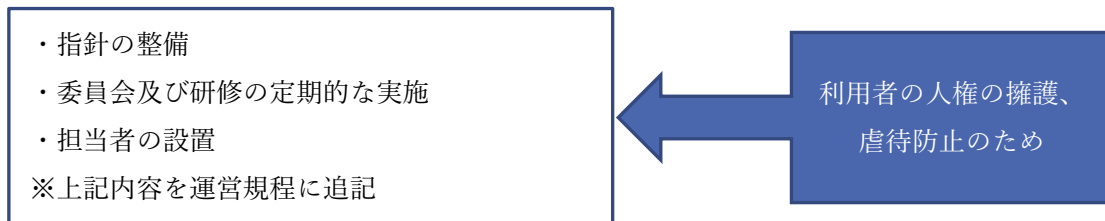
➤ 業務継続に向けた取組の強化（令和5年度末まで）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導は除く）を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付け。



➤ 高齢者虐待防止の推進（令和5年度末まで）

全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導は除く）を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付け。運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項（虐待の防止に係る組織内の体制や、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容）」の追加も必要。いずれかの整備だけでなく、指針の整備、委員会及び定期的な研修の実施、担当者の設置といった全ての整備をすること。



➤ 認知症介護基礎研修を受講させる措置の義務付け（令和5年度末まで・新入職員の受講は1年の猶予）

認知症についての理解の下、本人主体の介護と尊厳の保障を実現していく観点から、認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者には、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる必要な措置を義務付け。

その他各種改正の内容については各自厚生労働省より発出されている資料等にてご確認ください。また業務継続計画（BCP）の作成等の猶予期間中に計画の作成や体制を整える必要があるものについて、下記のホームページなども参考に猶予期間内に対応いただきますようお願いします。

（参考）

- 厚生労働省 HP「令和3年度介護報酬改定について」
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html
- 厚生労働省 HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

2. 各種届出及び指定更新について

介護保険事業所等を開設するにあたり、指定申請や設置届を当課へ提出していただきますが、その後、人員体制や加算内容等には変更が生じてくるものと存じます。その場合は各種届出の必要がありますので、必ず必要な届出を行ってください。なお、当市においても来年度（詳細日は未定）より介護事業所の指定申請等の電子申請が導入されます。電子申請システムの詳細については下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

（参考）電子申請導入にあたって

- ・ 厚生労働省 HP「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

2-1 変更届の提出について

介護保険事業所や有料老人ホーム、軽費老人ホーム等において、その事業内容に変更が生じた場合は変更届を提出していただく必要がございます。変更の届出が必要な事項については以下のとおりです（その他、変更内容によっては届出が必要なものがございます。変更届を提出するか迷われるものについては介護福祉課施設整備係へご相談ください。）。

<変更届の提出が必要な場合（変更届の主な項目）>

変更届の提出ができていない、または提出しなければならないことを知らなかった等とって提出できていなかった例が散見されます。メールアドレスについても、当課から介護事業者の皆様への周知等に電子メールを使用しているため漏れなく提出をお願いします。

介護保険事業所（介護保険法に基づくもの（提出の一例））

- ・ 事業所（施設）の名称及び所在地
- ・ 法人の名称及び所在地
- ・ 法人代表の氏名及び住所
- ・ 事業所（施設）建物の構造及び専用区画の変更
- ・ 事業所（施設）管理者の氏名及び住所
- ・ 事業所（施設）の電話番号や FAX 番号、メールアドレス
- ・ サービス提供責任者の氏名及び住所
- ・ 運営規程（サービス提供時間や定員、利用料等、その他運営規程の文言の変更によるもの）
- ・ 協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ・ 利用者の定員
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名及びその登録番号

有料老人ホーム（老人福祉法に基づくもの（提出の一例））

- ・ 施設の名称及び設置予定地
- ・ 設置者の氏名及び住所（法人にあってはその名称と所在地）

- ・ 事業開始の予定年月日
- ・ 施設において供与される介護等の内容
- ・ 施設建物の規模及び構造並びに設備の内容
- ・ 入居定員及び居室数
- ・ 施設長の変更（事業開始前にあつては職員配置の計画の変更）
- ・ 一時金及び利用料等、入居者の費用負担の額
- ・ 退居時の返還金の内容及び返還金の保全措置の内容
- ・ 入居契約
- ・ 長期の収支計画書及び事業開始に必要な資金の額とその調達方法
- ・ 重要事項説明書
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名及びその登録番号

軽費老人ホーム等（社会福祉法に基づくもの（提出の一例））

- ・ 法人の名称及び所在地
- ・ 法人代表の氏名及び住所
- ・ 施設の名称等

<変更届の提出期限>

介護保険事業所の変更届は、変更後10日以内にはご提出ください。なお、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム等については、変更後1ヶ月以内となっております。事業者の皆様におかれましては提出及び提出期限の厳守にご協力をお願いします。

<変更届の必要書類及び添付書類>

変更届には、「指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（第37号様式）」等の各種変更届出書のほかに、その変更内容に応じて添付書類をつけていただく必要があります。添付書類の漏れがよく見られますので、ご注意ください。なお、必要な添付書類の一覧については別添のとおりです。

必要書類の一例

- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（第37号様式）
- ・ 有料老人ホーム変更届（第13号様式）
- ・ 社会福祉事業（変更・廃止）届出書（第14号様式）
- ・ 根拠書類等の添付書類（変更する内容により必要に応じて提出（別添の添付書類一覧のとおり））

事業内容に該当するものを提出（提出必須）

<変更届関係書類の掲載場所について>

奈良市ホームページに掲載しております。

The screenshot shows the Nara City homepage with a search bar highlighted in red. The search bar contains the text "Google 提供" and "検索". A red callout box points to the search bar with the text "事業所指定・加算減算・その他届出 と検索". Below the search bar, the breadcrumb trail is visible: "現在地 トップページ > 分類でさがす > 福祉・医療・保健・健康 > 高齢者の福祉 >". The main content area shows a large green banner for "介護保険" (Nursing Insurance). Below this, there are two orange banners: "新型コロナウイルス" (COVID-19) and "介護保険" (Nursing Insurance). A red arrow points from the "介護保険" banner to the "事業所指定・加算減算・その他届出" (Business Designation, Additional/Reduction, and Other Applications) banner. The "事業所指定・加算減算・その他届出" banner includes a "更新日: 2022年10月1日更新" (Updated: October 1, 2022) and social media icons. Below the banner, there is a text block: "このページには、各種届出に必要な書類を掲載しています。奈良市内の介護保険事業者は、必要書類を揃えて奈良市役所介護福祉課へ届出をしてください。" (This page contains documents necessary for various applications. Care insurance providers in Nara City should prepare the necessary documents and submit them to the Nara City Office Care and Welfare Section.) At the bottom, there is a list of links: "[1] 新規指定 [2] 指定更新申請 [3] 変更届 [4] 廃止・休止届 [5] 加算の届出 (体制届)". The link "[3] 変更届" is circled in red.



【3】変更届



1. 提出方法



原則郵送をお願いします。

2. 提出書類等



介護保険法上の届出について

必ず一覧を確認し、提出漏れがないよう注意してください

1. [変更届出書 \[ZIPファイル/196KB\]](#)
2. [変更届に係る添付書類一覧 \[PDFファイル/116KB\]](#)
3. [付表・添付書類 \[ZIPファイル/2.63MB\]](#)

※提出期限…変更後10日以内。

※介護老人保健施設や介護医療院が以下の1、2に該当するときは、事前に申請が必要です。(申請の結果を送付しますので、変更は決定後となります。)

添付書類の一覧はこちらにあります。

1. 介護老人保健施設又は介護医療院が以下

(参考)

- ・ 奈良市 HP 「事業所指定・加算減算・その他届出」

URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html#2>

<介護老人保健施設及び介護医療院の変更承認について>




介護老人保健施設や介護医療院が以下に該当する変更をしようとするときは、**必ず、事前に申請が必要です(申請の結果を送付しますので、変更は決定後にお願いします)。**

変更内容

- ・ 介護老人保健施設又は介護医療院の管理者
- ・ 敷地の面積
- ・ 平面図
- ・ 建物の敷地概要
- ・ 施設及び設備構造の概要
- ・ 施設の供用の有無や共用利用計画
- ・ 運営規程(従業者の職種、員数及び職務内容、定員(※定員を減少させる場合は不要))
- ・ 協力病院

2. 提出書類等

介護保険法上の届出について


1.  [変更届出書 \[ZIPファイル/196KB\]](#)
2.  [変更届に係る添付書類一覧 \[PDFファイル/116KB\]](#)
3.  [付表・添付書類 \[ZIPファイル/2.63MB\]](#)

※提出期限…変更後10日以内。

※介護老人保健施設や介護医療院が以下の1、2に該当する変更をしようとするときは、事前に申請が必要です。(申請の結果を送付しますので、変更は決定後にお願いします。)

1. 介護老人保健施設又は介護医療院が以下について変更しようとするとき。

敷地の面積、平面図、建物の敷地概要、施設及び設備構造の概要、施設の供用の有無や共用利用計画、運営規程(従業者の職種、員数及び職務内容、定員(※定員を減少させる場合は不要)、協力病院

 [開設許可事項変更申請書 \[Wordファイル/19KB\]](#) /  [\[PDFファイル/70KB\]](#)

2. 介護老人保健施設又は介護医療院が管理者を変更しようとするとき。

 [管理者承認申請書 \[Wordファイル/19KB\]](#) /  [\[PDFファイル/71KB\]](#)

変更申請書・承認申請書の様式は【3】変更届のこちらにあります。

2-2 体制届の提出について

新たに加算を算定、もしくは加算を取り下げる等により、事業所の介護報酬に係る体制状況に変更が生じた場合は、体制届の提出をお願いします。

<体制届の必要書類>

必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（必須）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（必須）
- ・ 根拠書類等の添付書類（算定する加算により必要に応じて提出（[HPの添付書類一覧のとおり](#)））

詳細は奈良市ホームページをご確認ください。

<体制届関係書類の掲載場所について>

奈良市ホームページに掲載しております。

The screenshot shows the Nara City homepage. A red box highlights the search bar with the text "Google 検索" and a "検索" button. A red arrow points from the search bar to a red box containing the text "事業所指定・加算減算・その他届出 と検索". Below this, a red arrow points to a red box containing the text "事業所指定・加算減算・その他届出". The page content includes a navigation menu with categories like "暮らし・手続き", "市民活動・文化・スポーツ", "子育て・教育", "福祉・医療・保健・健康", "産業・観光・事業", "奈良市の魅力", and "市政情報". A breadcrumb trail shows the path: "現在地 > トップページ > 分類でさがす > 福祉・医療・保健・健康 > 高齢者の福祉 > 介護保険 > 介護保険". The main content area features a large red box with the text "事業所指定・加算減算・その他届出" and a red arrow pointing to a detailed page. The detailed page includes a red box with the text "事業所指定・加算減算・その他届出" and a red arrow pointing to a list of links: "[1] 新規指定 [2] 指定更新申請 [3] 変更届 [4] 廃止・休止届 [5] 加算の届出 (体制届)". The link "[5] 加算の届出 (体制届)" is circled in red.



【5】加算の届出（体制届）



●加算算定要件等に関するご質問は、 [質問票 \[Excelファイル/11KB\]](#)にて承ります。ご協力お願いいたします。

宛先：奈良市介護福祉施設整備係
電子メール送付先：kaigofukushi@city.nara.lg.jp
FAX送付先：0742-34-2621

1. 提出書類等

どの添付書類が必要かを確認してください。

取得する加算によってご提出いただくものが異なりますので、 [添付書類一覧 \[Excelファイル/68KB\]](#)をご確認の上、書類作成をお願いいたします。

(必須) [体制届 \[Excelファイル/37KB\]](#)

(必須) [体制等状況一覧表 \[Excelファイル/352KB\]](#)

(必要に応じて) 3. [添付書類様式（別紙5～別紙25、参考様式1～7） \[Excelファイル/717KB\]](#)

様式ごとにシートが分かれています。

(参考)

- ・奈良市 HP「事業所指定・加算減算・その他届出」

URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html#2>

<体制届の作成にあたっての注意点>

書類作成にあたって、以下の点に注意してください。

体制届

異動（予定）年月日（いつから加算を算定するのか）について、記載漏れが散見されますので、ご確認をお願いいたします。

同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）年月日	異動等の区分	異動（予定）	異動項目（※変更の場合）
				年月日	
訪問介護			1新規 2変更 3終了		
訪問入浴介護			1新規 2変更 3終了		
訪問看護			1新規 2変更 3終了	●月1日	
訪問リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
居宅療養管理指導			1新規 2変更 3終了		
通所介護			1新規 2変更 3終了		
通所リハビリテーション			1新規 2変更 3終了		
短期入所生活介護			1新規 2変更 3終了		

体制等状況一覧表について

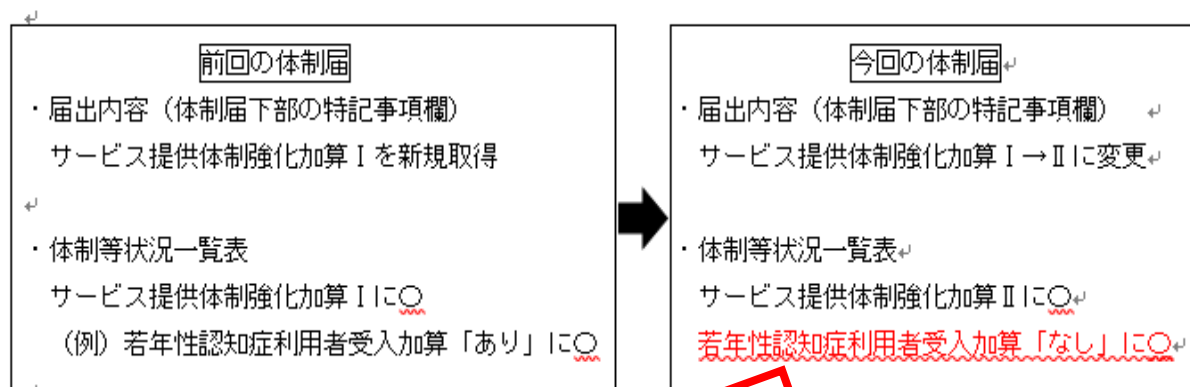
介護予防分についても、ご提出をお願いします。

※介護予防分の一覧表が提出されない場合、実施されている介護予防サービスについては届出された加算情報が国保連に連携されないため、請求を上げられた場合、返戻となりますので、ご注意ください。

また、以下の例のように体制届下部の特記事項欄には変更の内容が記載されていないにもかかわらず、一覧表では前回から変更された状態で○がつけられているケースが散見されます。体制等状況一覧表の内容は体制届にも記入してください。

体制等状況一覧表に記載された○を基に加算情報の登録、国保連との連携を行っているのですが、これまで市に届け出ている内容と変わる場合には、その都度体制届が必要ですので、漏れなく届出をしていただくようお願い致します。

(ケースの一例)



届出内容（体制届下部の特記事項欄）は若年性認知症利用者受入加算なしの記載がない。

その他注意事項

過去にホームページからダウンロードいただいておりますが、古い様式のままご提出されるケースが散見されますので、最新の様式で作成いただきますようお願い致します。

加算要件等に関するご質問は、電話ではなく、原則、質問票（奈良市ホームページの「事業所指定・加算減算・その他届出」に掲載）をお願いいたします。（ご質問内容によってはお調べするのに時間がかかる場合がございますのでご了承ください。）

その他注意事項②（地域密着型サービス事業所のみ）

奈良市以外の市町村の区域外指定を受けている事業所（＝奈良市以外の市町村に住民票を置いている者からの利用希望があり、奈良市とその市町村間において協議を行った結果、利用を認め、その市町村においても事業所指定がされている場合）にあつては、奈良市へ体制届を出す場合には、区域外指定をしている市町村にも同様の届出を出してください。

毎月10日までに国保連合会へ請求を上げる際、住所地特例対象者についての請求入力の際に、住所地特例対象者のチェック欄が漏れていること等により、国保連でエラーが生じているケースが散見されます。請求情報の入力の際にはご注意くださいようお願いいたします。

<体制届の提出期限>

体制届の提出期限は以下のとおりです。加算の取り下げの場合は以下の期限に関係なく、随時受け付けております。

サービス種別	提出期限
指定訪問通所サービス 指定（予防）短期入所サービス 指定居宅療養管理指導 指定（予防）福祉用具貸与 指定居宅介護支援	加算開始月の <u>前月15日</u>
指定特定施設入居者生活介護 指定施設サービス 指定（予防）認知症対応型共同生活介護等	加算開始月の <u>前月末日</u>

2-3 休止届及び廃止届並びに再開届の提出について

介護事業所を休止又は廃止するときは、その1ヶ月前までに届出が必要です。必ずご提出ください。

また休止していた事業所を再開するときは、再開届が必要です。その際、事業の継続性が認められない場合は再開ができない場合もございます。再開する場合は必ず事前にご相談ください。

休止届及び廃止届並びに再開届の提出にあたっての注意点

- ・ 処遇改善加算等を算定する事業所については、廃止届提出後、必ず処遇改善実績報告書をご提出ください。 処遇改善実績報告書を提出しない場合、加算の算定要件を満たしていないこととなります。その場合、廃止後であっても返還請求の対象となりますのでご注意ください。
- ・ 休止期間中に指定有効期限を迎える場合、休止したまま指定更新をすることはできません。 更新期限が間近に迫っている場合は、必ずご相談ください。
- ・ 再開の際の事業の継続性については、休止期間の長さや事業所の運営体制等、休止前後での事業の継続性を総合的に判断します。休止期間が長期に及ぶことが見込まれる際は都度ご相談ください。

(参考)

- ・ 奈良市 HP「事業所指定・加算減算・その他届出」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html#2>

2-4 業務管理体制に関する届出について

<業務管理体制とは>

業務管理体制とは、不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業の適正化を図ることを目的として介護サービス事業者に整備を義務付けているものです。事業者の規模（事業所の数等）によって、整備すべき内容や届出先が異なりますので、ご注意ください。

<業務管理体制の整備内容>

業務管理体制に係る整備の内容の区分については、下表のとおりです。（事業所数の算定にあたっては介護予防及び介護予防支援事業所も含まれますが、みなし事業所及び総合事業は除きます。）

指定又は許可を受けている事業所数	内容
20未満	・法令遵守責任者の選任
20以上100未満	・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規定の整備
100以上	・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規程の整備 ・法令遵守に係る監査の定期的な実施

<届出先について>

届出の区分については、下表のとおりです。

区分	届出先
1 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 (一部地方厚生局長)
2 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
3 指定事業所が奈良市内にのみ所在する事業者又は、地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が奈良市内にのみ所在する事業者	奈良市長
4 1～3以外の事業者（奈良県内にのみに事業所等が存在する事業者で3に該当しない事業者）	奈良県知事

<様式及び提出期限、提出が必要な場合について>

奈良市への提出の際の様式及び期限については、下表のとおりです。

届出が必要となる事由	様式（書面で提出する場合）	提出期限
業務管理体制の整備に関して新規に届け出る場合（新たに介護保険事業を始める時等）	第39号様式の8	新規指定時に遅滞なく
事業所の指定等により事業展開地域が変更し、届出先区分の変更が生じた場合（届出先の変更時）	第39号様式の8	変更時に遅滞なく (変更前後の両方の届出先に提出)
事業所の指定や廃止等により事業所数に変更が生じた場合や、法令遵守責任者を変更する等の届出事項に変更があった場合	第39号様式の9	変更時に遅滞なく

※電子申請による業務管理体制の届出が可能になりました。電子申請の方法等、詳細については下記ホームページをご確認ください。

(参考)

- 奈良市 HP「介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出について」

URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/5434.html>

<法令遵守責任者について>

法令遵守責任者とは法令を遵守するための体制の確保に係る責任者です。（根拠法令：介護保険法施行規則第140条の39第1号） 法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することが望ましくあります。

法令遵守責任者の役割と業務内容

役割・業務内容の具体例としては次のものがあげられます。

- ・法令等の遵守の重要性を周知する。（具体的には、朝礼や職員会議、社内研修会などを通じて、法令等遵守の重要性を全職員に対して伝える等）
- ・遵守すべき法令等を把握する。（具体的には、所管する行政庁により行われる集団指導やその資料、介護保険担当課などからの通知、公開されている各サービスの自主点検表、その他の法令や基準について書かれた各種書籍などにより、遵守すべき法令等を把握する等）
- ・把握した法令等を遵守するための仕組みを決める。（具体的には、法令等違反があった場合やサービスの利用者等から寄せられた相談・苦情の中で、法令等違反やその疑いに関する情報があった場合の処理の体制や手順を決める等）

2-5 指定更新申請について

平成18年4月施行の改正介護保険法で、指定基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができ
るかを定期的にチェックする仕組みとして事業者の指定に有効期間（6年）が設けられました。

介護保険法の人員・設備等の基準を満たしていない事業者は指定の更新を受けることはできません。な
お、更新を行わない場合は、指定有効期間の満了により指定の効力を失うこととなります。

<指定更新申請の必要書類及び掲載場所について>

事業種別ごとに必要書類が異なる場合がございます。詳細については下記の奈良市ホームページをご確認
ください。

The screenshot shows the Nara City homepage with a search bar and navigation menu. A red box highlights the search bar containing the text "Google 検索". A red arrow points from the search bar to a red-bordered box containing the text "事業所指定・加算減算・その他届出 と検索". Below this, a red arrow points to a specific page titled "事業所指定・加算減算・その他届出". The page content includes a header "介護保険", a sub-header "事業所指定・加算減算・その他届出", and a list of links: [1] 新規指定, [2] 指定更新申請, [3] 変更届, [4] 廃止・休止届, [5] 加算の届出 (体制届). The link [2] 指定更新申請 is circled in red.



【2】指定更新申請



1. 提出方法

- 原則郵送での提出をお願いします。
- 補正等のやり取りは、原則メール対応とします。

2. 提出書類

- 提出書類一覧表 [Excelファイル/95KB]
- 指定更新の手引き [PDFファイル/139KB]
- 提出書類
 1. 更新申請書 [ZIPファイル/112KB]
 2. 付表・添付書類 [ZIPファイル/2.63MB]
 3. 書類省略の誓約書 [Wordファイル/49KB] 書類省略の誓約書 [PDFファイル/163KB]
 4. (提出不要) 指定・更新事業者自己点検シート [Excelファイル/337KB]

※体制届及び体制等状況一覧については、[【5】体制届](#)を参照してください。

どの添付書類が必要かを確認してください。
更新の流れについては手引きをご覧ください。

申請様式はこちらにあります。

(参考)

- 奈良市 HP「事業所指定・加算減算・その他届出」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html#2>
- 奈良市 HP「指定更新の手引き」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/28364.pdf>

2-6 各種届出関係の注意点

各種届出関係や指定申請等を代理人に依頼する場合

各種届出関係等の提出を行政書士等の代理人に依頼する場合、代理人との情報共有が十分でないこと等により、必要書類の提出がもれていることや、提出期限に遅れて書類を提出される等の事例が多々見られます。情報共有を密にとっていただく等により、そのようなことが起きないようにご注意ください。

提出書類の差し替えについて

書類の差し替えを送付いただく際は、必ず、いつに提出した、どの届出の差し替え書類であるか、明記していただくようお願いします。時折、郵送等で送付された書類がどの届出の差し替えであるのか分からないときがございますのでご注意ください。

3. 特別養護老人ホームの入所に係る手続きについて

3-1 特別養護老人ホームの待機状況の正確な把握について

当市では例年、特別養護老人ホームの待機者状況の調査を行っております。その調査時に、現住所を自宅と回答しているが、詳しく確認すると既に他の特別養護老人ホームに入所しているといったことが散見されました。入所希望者より申込があつて待機してもらう場合、その待機者が他の特別養護老人ホームに入所したときには、その旨の報告を受けるとともに、待機者リストから削除する等、より実態的な待機状況の把握に努めていただくようお願いします。

3-2 特別養護老人ホームに係る特例入所の手続きについて

事業者の皆様におかれましてはすでにご存じのことと思いますが、平成27年度より特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護3以上と定められました。改正後に入所される場合は、要介護3以上が原則となっています。このため、要介護3未満の方や、入所後に要介護3未満に介護度が下がった場合は、特別養護老人ホームの入所要件に該当しないことになります。

入所時の要介護度が要介護3未満である場合や、入所後に区分変更で要介護度が要介護3未満に下がった場合、要介護度が入所要件を満たさないが特例的に入所を認めてほしい旨の申請があれば、施設で入所検討委員会を開催することになります。この検討委員会に際し、市町村の意見照会が必要とされています。（ただし、改正前に入所している方が要介護3未満に変更された場合を除く。）

市の意見をうけたうえで、施設において入所の必要性等を検討し、入所を受け入れるか否かを決定していただくようお願いします（特例入所に関することは介護福祉課給付係へご相談ください）。このルールについての詳細は、奈良県指定介護老人福祉施設等に係る入所指針をご参照いただき、今後の検討の際にご活用ください。

（参考）

- ・ 奈良県 HP「特別養護老人ホームの入所について」
URL：<https://www.pref.nara.jp/38602.htm>

4. 介護サービスの情報公表システムについて

介護サービスの情報公表システムについて、情報が更新されていない事業所が多くあります。事業所の変更届の届出や指定更新申請の際に、現在登録されているシステムの内容を確認していただき、変更が生じていればその都度更新をしてください。

また、既に通知させていただいたところですが、新たに有料老人ホームについても情報公表システムの対象となりました。登録へのご協力をお願いします。

(参考)

- 厚生労働省 HP「介護サービスの情報公表制度」
URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>
- 介護サービス情報公表システム
URL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>
- 奈良県 HP「介護サービス情報の公表」
URL：<https://www.pref.nara.jp/29166.htm>
- 奈良県 HP「介護サービス情報の報告方法について」
URL：<https://www.pref.nara.jp/29462.htm>

5. 施設虐待の通報の増加について

※「別添①養介護施設従事者等による高齢者虐待について」の資料をご確認ください。

6. 事故報告について

6-1 令和5年度事故報告受付状況

事故件数：489件（2報を除く実件数）

対象期間：令和5年4月1日～令和6年1月31日受付分

6-2 注意点

- 事故件数の総数は前年比から増加傾向にあり、事業者の皆様におかれましてはより一層の事故防止に努めていただきますようお願いいたします。
- 今年度、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症患者発生の報告が挙がっております。新型コロナウイルス感染症と併せて、引き続き適切に感染対策の徹底をお願いいたします。
- 令和3年度より、国から事故報告の様式例の提示があったため、事故報告様式を改正いたしました。新様式についてはホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
- 事故報告書提出時、電話連絡での概要説明は不要です（緊急等の場合はご連絡ください）。

(参考)

- 厚生労働省 HP「感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について」
URL：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>
- 奈良市 HP「介護保険事業者事故報告書」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9011.html>

6-3 事故の傾向

- ・ 利用者等の離園や徘徊の発生件数が増加しており、その結果利用者家族とトラブルに発展する恐れのあるケースも報告としてありました。事業者の皆様におかれましては、認知症の利用者も多数いることから対策に苦慮されていることと存じますが、再度、離園等防止の徹底をお願いします。
- ・ 利用者等の誤薬についても、毎年一定件数の報告が上がってきております。誤薬事故の発生要因の大半は職員の確認不足などのミスによって発生しており、配薬時に再度確認すること等の徹底をお願いします。このような未然に発生することが防げるような事案について、事業所内でも対策を検討していただき、実行に移していただきますようお願いいたします。
- ・ 職員等による不祥事や交通事故等についても増加傾向にあります。各事業者の皆様におかれましては内部統制及び職員への指導の徹底をお願いします。
- ・ 事故報告として報告するほどには至らなかったものの、発生しそうな場合（ヒヤリハット等）についても、事業所内で共有していただき把握することで、その後の事故の防止に努めることも非常に大切であります。事業所内にて「事故にならなくて良かった」だけで終わるのではなく、その後の防止に繋げるようにしていただきますようお願いいたします。
- ・ 事故報告書においても、事故の発生要因及びその後の再発防止策について記載欄がございます。事故発生後については、発生要因及び再発防止策について必ず検討していただき、具体的に記載していただくとともに、検討だけで終わるのではなく、今後に生かしていただきますようお願いいたします。

6-4 事故発生防止の具体的な取組例

< 転倒・転落 >

利用者等が認知症の場合、本人の歩行能力等によるものだけでなく、本人の行動が原因により転倒や転落するリスクが高くなります。だからと言って利用者本人の行動を制限することは身体拘束につながる恐れがあります。そのため本人の行動を抑制するだけでなく、本人の特徴や認知症の状況を理解したうえで、適切なアセスメントのもと、徘徊時に付き添って歩く等の対策を講じていただく必要があります。

また、認知症ではなくとも、高齢による身体機能の低下による一定の転倒リスクは存在します。この場合、転倒の原因は内的要因（利用者側の要因）と外的要因（環境要因）があります。内的要因については利用者本人の能力に関する問題であるため除去できないことも考えられます。しかし、外的要因については改善や対応できるものが多いため、介助する側において利用者等の状況に応じた対応を行うことが求められます。例えば、居室内の家具の配置や利用者にあった歩行器具の選定などは外的要因にあたります（外的要因の一例：床が滑りやすい、段差がある、障害物の有無等）。事業者の皆様におかれましては今一度、利用者の居室内の家具の配置などを見返していただき、外的要因の排除に努めていただきますようお願いいたします。

本人の内的要因については、先述のとおり除去が難しい内容ではあります。しかし利用者等の心身の状態を維持・改善することも重要であり、適切なアセスメントの実施のもと、本人に応じたリハビリ等を実施していくことも大切です。またリハビリの実施後は利用者等も疲労していることもあり、その結果転倒し、骨折にいたるケースも過去に報告としてあります。リハビリ等の実施後についても注意が必要です。

< 誤飲・異食 >

利用者等によっては視覚や味覚等の身体機能や判断能力の低下、認知症等により誤飲や異食のリスクが高まります。誤飲等のリスクを下げるためにも、本人への注意だけでなく、環境を整えていただく事も肝心です。利用者等の生活環境を変えることで、未然に防ぐことが可能であり、利用者等の心身の状態に応じて、対応策を検討してください。

< 誤薬 >

誤薬は薬の内容や量によっては、利用者等の生命に重要な危険を及ぼすことになります。事故の発生要因としては、現場の慌ただしさによる職員の確認不足や思い込み等のミスが多く、「うっかり」や「思い込み」等のヒューマンエラーによるものが多くありました。各事業所におかれましても、職員間で統一した配薬時の薬の取り扱いのルール作りや、職員の確認の徹底等の基本的な事項を大切に、事故防止に取り組んでください。

< 離園・徘徊 >

先述のように利用者等の離園や徘徊も毎年一定件数の報告があがってきています。事故発生時の状況として、「利用者等が集まったのレクリエーション中に知らずのうちに施設から出ていた」や、「早朝や深夜の時間帯に、事業所の戸締りが出来ていなかったことにより離園した」等が挙げられます。

発生要因は職員の不注意や、レクリエーション時の職員の配置に問題があったこと等が報告としてあります。平時から職員の配置に気を付けていただくとともに、レクリエーション等で利用者等が集まっているときにも職員間で連携し、注意を欠かさずに対応していただきますようお願いいたします。また深夜や早朝時は、職員の配置も日中と比べて少ないこともあるため、他の利用者等に対応していて職員が離れている際に離園したといった事例も報告されていますので、夜勤職員の配置の方法等も検討いただきますようお願いいたします。

中には利用者等のご家族との間でトラブルに発展する例もあり、利用者等ご家族から相談が寄せられることもございます。トラブルの内容として、「離園したことに対する初動対応や報告が遅い」「そもそも何故このようなことが起きるのか」などが挙げられます。初動対応として離園した利用者等の搜索等の対応が最も大切ですが、ご家族に対して、事故についての状況説明や、解決後の報告を遅滞なく行っていただきますようお願いいたします。

6-5 事故報告書の提出もれについて

事故報告書の提出もれが目立っております。各事業者の皆様におかれましては、どのような場合に事故報告書の提出が必要であるのか、下記の取扱要領をご確認いただき、提出もれがないようにお願いします。

また事故報告書の提出期限は事故発生後3日以内となります。各対応に忙しくされていることと存じますが、必ず期限内にご提出いただきますよう重ねてお願いします。

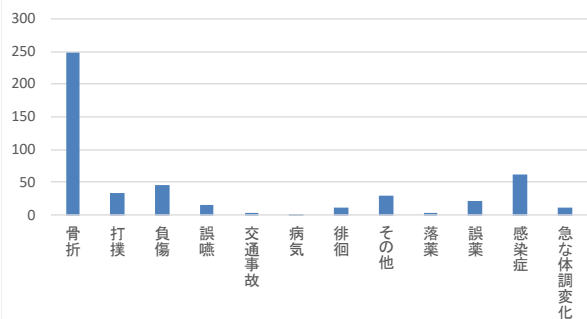
なお、事故報告書の提出はメールでも受け付けております。

(参考)

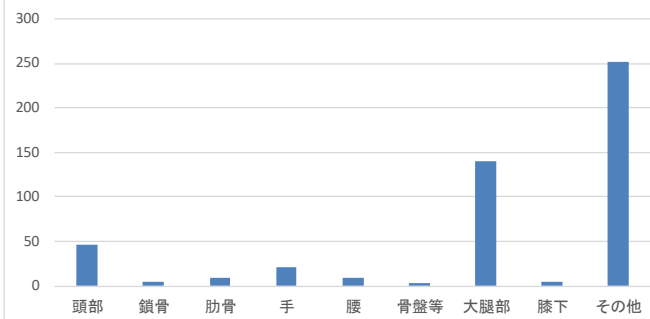
- ・ 奈良市 HP 「介護保険事業者事故報告取扱要領」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/131328.pdf>
- ・ 奈良市 HP 「奈良市有料老人ホーム等事故報告取扱要領」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/131329.pdf>
- ・ メールでの提出の場合
メールアドレス：kaigo-jikohoukoku@city.nara.lg.jp

6 - 6 事故報告参考資料①

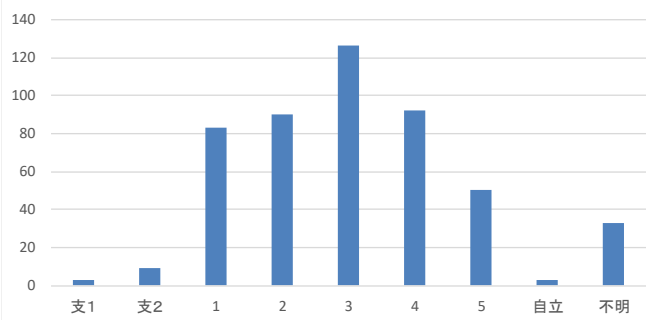
1. 事故件数



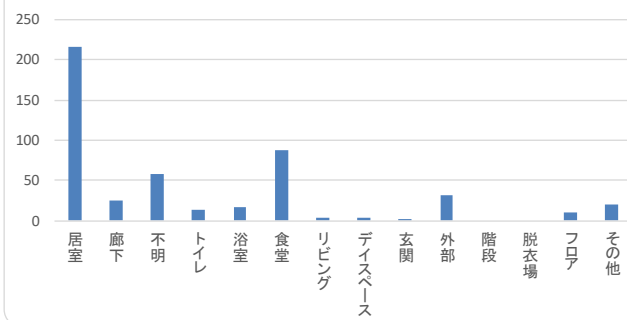
2. 部位別件数



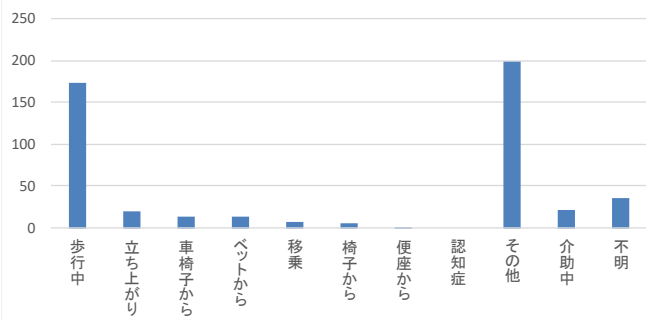
3. 要介護度別グラフ



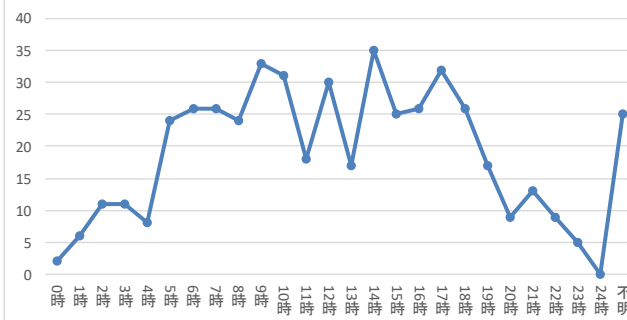
4. 発生場所件数



5. 動作別件数



6. 発生時間帯別件数



6-6 事故報告参考資料②

事故件数 489 件(2報除く実件数) 対象期間: 令和5年4月1日～令和6年1月31日受付分

1. 事故種別

	件数	入院	死亡
骨折	248	152	0
打撲	34	0	0
負傷	46	0	0
誤嚥	16	0	9
交通事故	4	0	0
病気	1	0	0
徘徊	12	0	0
その他	30	0	4
落葉	3	0	0
誤薬	21	0	0
感染症	62	0	1
急な体調変化	12	0	2
合計	489	152	16

2. 部位別負傷状況

	骨折	骨折以外	総件数
頭部	4	43	47
鎖骨	4	1	5
肋骨	9	0	9
手	11	10	21
腰	9	0	9
骨盤等	3	0	3
大腿部	136	4	140
膝下	3	1	4
その他	69	182	251
合計	248	241	489

3. 事業別発生状況

	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	感染症	急な体調変化	合計
特養	69	8	8	7	0	0	1	3	0	2	8	1	107
G H	36	1	4	3	0	0	2	0	0	0	3	0	49
ショート	11	1	6	0	0	0	2	0	2	1	1	0	24
デイ	12	5	6	2	3	0	2	3	0	4	2	0	39
老健	18	2	2	0	1	1	0	0	0	2	41	0	67
療養ショート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養護(特定)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
通りハ	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
療医・医療院	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ケア	10	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	16
ケア(特定)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
その他	2	2	3	0	0	0	1	6	0	2	0	0	16
サ高住(特定)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ高住	11	3	4	0	0	0	3	1	0	1	2	1	26
小規模多機能・看護小規模多機能	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
介護付き有料老人ホーム	30	3	3	1	0	0	1	8	1	6	5	7	65
住宅型有料老人ホーム	33	3	10	2	0	0	0	6	0	3	0	2	59
合計	248	34	46	16	4	1	12	30	3	21	62	12	489

4. 要介護度別発生状況

	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	感染症	急な体調変化	合計
支1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
支2	5	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	9
1	44	6	8	2	0	1	5	3	1	3	9	1	83
2	52	7	8	1	1	0	3	3	1	7	5	2	90
3	72	11	13	2	2	0	2	7	0	2	11	4	126
4	47	6	6	5	1	0	1	5	1	6	11	3	92
5	21	3	9	5	0	0	0	5	0	2	4	1	50
自立	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
不明	3	1	1	0	0	0	0	5	0	1	22	0	33
合計	248	34	46	16	4	1	12	30	3	21	62	12	489

6-6 事故報告参考資料③

5. 場所別発生状況

	骨折	打撲	負傷	誤嚥	交通事故	病気	徘徊	その他	落葉	誤薬	感染症	急な体調変化	合計
居室	146	11	23	3	0	1	0	15	0	1	8	8	216
廊下	17	5	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	25
不明	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	58
トイレ	6	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	13
浴室	10	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	17
食堂	32	5	8	12	0	0	1	5	3	18	1	3	88
リビング	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
デイスぺース	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
玄関	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
外部	8	4	3	0	4	0	10	2	0	0	0	0	31
階段	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脱衣場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フロア	8	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	11
その他	7	2	3	0	0	0	0	5	0	1	3	0	21
合計	248	34	46	16	4	1	12	30	3	21	62	12	489

6. 動作別事故状況

	転倒	転落	その他	不明	合計
歩行中	173	0	0	0	173
立ち上がり	20	0	0	0	20
車椅子から	5	9	0	0	14
ベットから	4	9	0	0	13
移乗	5	0	2	0	7
椅子から	1	4	0	0	5
便座から	0	1	0	0	1
認知症	0	0	0	0	0
その他	31	1	166	1	199
介助中	6	1	15	0	22
不明	12	0	0	23	35
合計	257	25	183	24	489

8. 発生時間帯

	件数
0時	2
1時	6
2時	11
3時	11
4時	8
5時	24
6時	26
7時	26
8時	24
9時	33
10時	31
11時	18
12時	30
13時	17
14時	35
15時	25
16時	26
17時	32
18時	26
19時	17
20時	9
21時	13
22時	9
23時	5
24時	0
不明	25
合計	489

7. 損害賠償の状況

無	75
有	7
協議	14
未	390
その他	3
合計	489

7. 押印の廃止について

前年度の集団指導でも案内しましたように、介護保険事業者における事務負担軽減の観点から、事業者が提出される介護保険の届出関係の書類について、原則法人の押印が不要となっております。

下記の書類等については、原則法人の押印が無くても受付いたします。ただし、法人印があることで受理を妨げるものではありません。

(省略が出来る書類の例)

- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）申請書（第 35 号様式）、（第 36 号様式）
- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設指定（許可）更新申請書（第 41 号様式）
- ・ 指定居宅サービス事業者等・介護保険施設変更届出書（第 37 号様式）、（第 38 号様式）
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 誓約書等の参考様式
- ・ その他休廃止届、老人福祉法関係様式、介護医療院・介護老人保健施設管理者承認申請書等、「届出関係書類（全サービス共通）」のホームページ内に掲載のある様式。

※上記以外で、押印が必要か判断出来ない書類については、お問い合わせください。

8. 事業所（施設）内での感染症について

8-1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、平素より感染対策にご尽力いただきありがとうございます。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられてから間もなく1年が経過しますが、未だ高齢者等にとって脅威であることは変わらず、現在もインフルエンザ等の他感染症と併せて注意が必要な状況であります。また、高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の集団発生も増加傾向にあります。これまでも感染対策にご尽力いただいていることと存じますが、引き続き事業所内での感染対策の徹底をお願いいたします。

(参考)

- ・ 厚生労働省 HP「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- ・ 奈良県 HP「高齢者施設における感染対策教材等について」
URL：<https://www.pref.nara.jp/54673.htm>

8-2 レジオネラ症について

近年、入所施設においてレジオネラ症の発生報告が多くなっております。レジオネラ症は抵抗力の弱い人が発症しやすく、高齢者施設においてはより注意が必要です。レジオネラ属菌は浴室や加湿器、エアコン等で繁殖し、利用者に感染することが多くあります。水回りの衛生環境にはより一層の注意を払っていただきますようお願いいたします。詳細について下記ホームページや別添の資料をよくご確認ください、施設内での清掃時等の参考としてください。

(参考)

- ・ 厚生労働省 HP「レジオネラ対策のページ」
URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>
- ・ 厚生労働省 HP「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(別添③)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/rezionerashishin.pdf>
- ・ 厚生労働省 HP「入浴施設の衛生管理の手引き(令和4年5月13日)」(別添④)
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000961757.pdf>

9. 事業所メールアドレスについて

当課では、各介護事業者等の皆様への連絡や周知等については電子メールにて行っております。事業者の皆様への連絡もれを防ぐためにも以下の点にご注意ください。

注意事項

- ・ 電子メールの確認がもれていたことにより、期限に間に合わなかった等のご意見をいただく場合がございます。定期的にメールのご確認をお願いします。
- ・ 登録しているメールアドレスが分からないとのお問い合わせがあります。登録しているメールアドレスは必ず記録してください。
- ・ メールアドレスを法人代表アドレスにて登録されている場合等、法人にて情報を取りまとめる場合は、適切に内容を判断し、関係事業所に必ず共有してください。
- ・ 担当者個人のメールアドレスで登録している場合は、担当者が異動や退職した場合にメールが確認できなくなった事例がありました。可能な限り担当者個人のメールアドレスのみを設定することは避けてください。どうしても担当者個人のメールアドレスを登録されたい場合は、変更が生じたときに必ず変更届を提出するようお願いいたします。
- ・ メールアドレスの変更もれがよくあります。変更時は必ず届出をしてください。

10. 日常生活に要する費用の取扱いについて

昨今、通所介護等のサービスの提供時に、利用者等から受け取ることが認められる日常生活に要する費用（利用者の希望によって提供される身の回りの物や、嗜好品等の教養娯楽として必要なものに係る費用のこと（以下「その他の日常生活費」といいます。））について問い合わせが入っております。

これらの、「通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの」の取扱いについては、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」において、定められているところです。各事業者の皆様におかれては、当該通知を必ずご確認くださいとうえ、適切にお取り扱いいただきますようお願いいたします。

<（例）その他の日常生活費の具体的な範囲について>

- ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品等であって、利用者個人又はその家族等の選択により提供されるものとして、事業者が提供するものなど。なお、利用者一律に提供されるもの（ティッシュペーパー等）であって、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められない。
- ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。例えば、サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費など。ただし、教養の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等の全ての利用者一律に提供される教養娯楽に係る費用について徴収することは認められない。

詳細については、当該通知をご確認ください。

- ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）

URL：https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4395&dataType=1&pageNo=1

11. 介護福祉課公式 X について

この度、奈良市介護福祉課の公式 X（旧 Twitter）を開設いたしました。補助金に関するお知らせや、ホームページの更新等、介護保険に関するお知らせや介護業界の啓発イベント等を発信します。是非フォローをお願いします。（なお、X を利用してのお問い合わせ等は受付できませんのでご了承ください。）



↑介護福祉課公式 X QRコード↑

12. 医療みなし指定事業所（居宅療養管理指導を除く）のホームページ掲載について

介護を受ける方やそのご家族に介護保険情報や介護サービス事業者の的確な情報を提供し、事業者を選ぶ際の参考にしていただくために、ホームページという無料情報誌があります。当市においてもこのホームページに情報提供を行い、毎年度、奈良市版の作成をしていただいております（令和6年度版も作成予定）。

医療みなし指定事業所（居宅療養管理指導は掲載対象外のため除く）における来年度の掲載希望については、介護保険サービスの提供を現在も行っており、今後もサービスを継続していくことが確実である場合であれば、ホームページの掲載対象となります。ホームページ掲載を希望される場合は、集団指導実施期間中に必要項目（事業所名、サービス名、電話番号、FAX番号）と掲載を希望する旨を当課へメール又はFAXにて必ずご連絡ください（当課への連絡がない場合、掲載希望は無かったとして掲載しません）。

なお、通常指定の事業者の皆様については、ホームページ編集部より直接意向調査がございますので、医療みなし指定事業所のように当課への掲載希望の連絡は不要です。

奈良市介護福祉課連絡先

- ・ FAX 番号：0742-34-2621
- ・ 代表メールアドレス：kaigofukushi@city.nara.lg.jp

13. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施

市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成・報告と、避難確保計画に基づいた避難訓練の実施・報告を行わなければならないこととされています（関係法令等：水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）。

当市において定める地域防災計画により、対象となった通所・入所系施設については、避難確保計画と避難訓練の実施及び報告をお願いしているところでございます。対象となった施設の大半が避難確保計画の提出まで行っていただけていますが、未だ計画書の提出がされていない施設が一部ございます。過去、災害が発生した際に、事前に避難確保計画を定めていたことにより、被害を最小限に抑えることができた事例等もございます。対象施設の皆様におかれましては避難確保計画の作成にご協力をお願いします。

なお、避難確保計画に基づく避難訓練の実施後は、当市への報告も忘れずに行っていただきますようお願いいたします。定期的な避難訓練を行うことで、より効果的な避難確保計画とすることができます。現状、避難訓練の報告まで行っている施設は少ないです。ご理解とご協力を重ねてお願いします。

（参考）

- ・ 奈良市 HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/2/167024.html>
- ・ 奈良市 HP「奈良市地域防災計画」
URL：<https://www.city.nara.lg.jp/site/keikaku/8542.html>
- ・ 【国土交通省】要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集（令和4年10月）

URL : <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/seikajirei.pdf>

- ・【国土交通省】要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（平成 31 年 3 月）

URL : <https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

- ・【国土交通省】要配慮者利用施設の土砂災害対策

URL : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000052.html

14. その他

< 当課への質問等について >

介護保険事業所等の指定基準等の内容でご質問がある際に、急ぎの内容でない場合はメール又は FAX にてお問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、順次対応いたしますので、ご回答までに時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。質問票の様式は奈良市 HP 「事業所指定・加算減算・その他届出」に掲載しております。（URL : <https://www.city.nara.lg.jp/site/kaigohoken/9963.html>）

奈良市福祉部介護福祉課連絡先

代表メールアドレス : kaigo-shisetsu-todoke@city.nara.lg.jp

FAX 番号 : 0742-34-2621

< 来課相談について >

窓口へ来課いただく際、相談や質問等がある場合は事前に必ずご連絡ください。相談等の内容や日時によっては業務の都合上、対応できない場合がございます。なお、変更届等の書類提出のみの場合や緊急時の場合等は事前のご連絡は不要です。

< 届出関係書類様式の掲載場所について >

居宅サービス等の届出関係書類の様式について、ホームページの掲載場所が分からないといったお問い合わせが寄せられることがあります。場所については先述のとおり、奈良市 HP の「事業所指定・加算減算・その他届出」に各種様式（新規、更新、変更、休廃止、体制）がございますので、ご確認の程よろしく申し上げます。

介護保険

新型コロナウイルス

◆ 注意喚起・通知

奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画

◆ 奈良市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び奈良市在宅介護実態調査の実施について

◆ 奈良市介護人材実態調査の実施について

奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画

事業所指定・加算減算・その他届出

更新日 : 2022年10月1日更新

このページには、各種届出に必要な書類を掲載しています。奈良市内の介護保険事業者は、必要書類を揃えて奈良市役所介護福祉課へ届出してください。

[\[1\] 新規指定](#) [\[2\] 指定更新申請](#) [\[3\] 変更届](#) [\[4\] 廃止・休止届](#) [\[5\] 加算の届出\(体制届\)](#)

届出ごとに各種様式を掲載しております。